

寒川町議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 27 年 3 月 23 日

寒川町長 木 村 俊 雄

寒川町条例第12号

寒川町議会委員会条例の一部を改正する条例

寒川町議会委員会条例(昭和41年寒川町条例第14号)の一部を次のように改正する。

第18条中「教育委員会の委員長」を「教育委員会の教育長」に改める。

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第76号。以下「改正法」という。)附則第2条の規定により、改正法による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律第16条第1項の教育長が在職する場合には、この条例による改正後の寒川町議会委員会条例の規定は適用せず、この条例による改正前の寒川町議会委員会条例の規定は、なおその効力を有する。